

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制)

第5 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者（以下「従事者」という。）及びこの契約による業務に関して知り得た個人情報の取扱いの責任者（以下「個人情報保護管理責任者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、個人情報保護管理責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告し、その承認を得なければならない。

4 受注者は、従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

(従事者等への周知)

第6 受注者は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護について周知しなければならない。

(教育の実施)

第7 受注者は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対し、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令等に基づく罰則の内容その他個人情報の適正な管理に必要な事項について、教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の特定)

第8 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告し、その承認を得なければならない。

3 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護管理責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第9 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に委託又は請負（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に報告し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対してこの契約による業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

6 2項から前項までの規定は、数次の再委託を行う場合も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第11 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱い状況を当該台帳に記録すること。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコン等の情報システム機器（以下「個人情報取扱情報システム機器」という。）は、セキュリティ対策がなされたものを使用すること。
- (10) 個人情報取扱情報システム機器に、個人情報の漏えい等につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (11) 個人情報取扱情報システム機器の修理及び廃棄、リース返却の場合は、記憶装置から、全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置を施すこと。
- (12) 個人情報取扱情報システム機器に不要なアクセスがなされないよう、アクセス権を制御するための認証機能を設定するなど必要な措置を施すこと。
- (13) 個人情報取扱情報システム機器への外部から不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を施すこと。

(複写又は複製の禁止)

第12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第13 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(資料の返還等)

第14 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報
が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに、発注者が指定する方法により、返
還又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を消去又は廃棄す
る場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の
方法及び処理予定日を書面により発注者に報告し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を消去する場合は、
当該個人情報が判読及び復元不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、この契約による業務を処理するために利用する個人情報を廃棄する場合は、
当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読及び復
元不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し、発注者から立会いを求められた場合は、
これに応じなければならない。

6 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者
名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により、発注者に報告しなければならない。

(事故報告)

第15 受注者は、この契約による業務に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生、又は
発生するおそれがあることを知ったときは、その事故の発生等に係る帰責に関わらず、
速やかに、発注者に対し、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、
発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又
は解除された後においても同様とする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者
との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施す
るために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務に関し、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、
受注者の意図に関わらず、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必要に応じて受
注者の名称を含む事故の内容を公表することができる。

(定期報告及び緊急時報告)

第16 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合
は、直ちに発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな
ければならない。

(調査等の実施)

第17 受注者は、発注者がこの契約による業務を処理するに当たっての個人情報の取扱
いの状況及び本特記事項に定める事項の遵守状況の報告又は作業場所において実地の検

査を求めた場合は、これに応じなければならない。

2 前項の規定は、再委託（数次の再委託を含む。）先に対して準用する。

（指示）

第18 発注者は、受注者及び再委託（数次の再委託を含む。）先がこの契約による業務を処理するために利用する個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約の解除）

第19 発注者は、次のいずれかに該当するときは、契約の解除をすることができるものとする。

(1) この契約による業務を処理するために利用する個人情報について、受注者又は再委託（数次の再委託を含む。）先の責めに帰すべき事由により発注者又はその他の者に損害を与えたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、受注者が本特記事項に違反していると認めたとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第20 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

（準拠法及び合意管轄）

第21 本特記事項に係る準拠法は、日本法とする。

2 発注者及び受注者は、本特記事項に関し裁判上の紛争が生じた場合は、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※「発注者」は実施機関、「受注者」は受託者を指す。